

未指定仏像実態把握調査事業業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する未指定仏像実態把握調査事業業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 業務の目的

本県に所在する国・県の文化財指定を受けていない仏像の中から、学術上及び本県の歴史や文化を理解するうえで重要と思われる物件を選定し、現地における実態調査を行い、指定候補物件の充実を図るとともに、「なら歴史芸術文化村」における要修理物件候補の基礎資料とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和2年3月24日（火）まで

4. 業務内容

（1）調査対象物件（30件相当）の選定

※選定するにあたり、甲の意見・意向を反映すること。

（2）調査票様式の作成

（3）現地における実態把握調査を行い、以下のデータを収集する。

- ・写真（正・側・斜側・背の各面および頭部、像底、その他彩色文様等、特徴的な細部）
- ・調書（形状、品質・構造、修補・損傷、法量、銘記、伝来等、その他保存措置のための情報
　　＜損傷度・修理の緊急性・保存環境・所有者の意思、体制等＞）

（4）収集したデータを調査票に入力

（5）各物件について、作品評価を伴う解説を付したレポートの作成

5. 業務の進捗管理

- （1）乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- （2）適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況および今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打ち合わせを行うこと。
- （3）本仕様書に定めのない事項については、その都度甲の指示を受けて処理すること。
- （4）乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、甲からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

6. 業務の取りまとめ及び記録関係の納品期限

本業務で作成した資料等は、甲の検査を受けた後、成果品として次の期限までに「業務完了報告書（任意様式）」に添付して納品を行うこと。

(1) 成果品

ア 調書	各 1 部
イ 入力済みの調査票	各 1 部 (データも納品すること。)
ウ 写真	各 1 部 (データも納品すること。)
エ レポート (作品解説)	各 1 部

(2) 納品期限

令和 2 年 3 月 24 日 (火)

(3) 納入場所

奈良県地域振興部文化財保存課

7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

8. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

9. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

10. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、原則乙において対応するものとする。

12. 公契約条例に関する遵守事項

- 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。
- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
- ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

13. その他

- (1) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

以上